

7 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事及び政令市長の許可が必要でしたが、平成22年の法令改正により、平成23年4月1日から一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、その政令市の区域を管轄する都道府県知事の許可のみで行うことが可能となりました。

ただし、政令市の区域内で積替保管を行う場合は、その政令市長の許可が必要となります。

【解説】

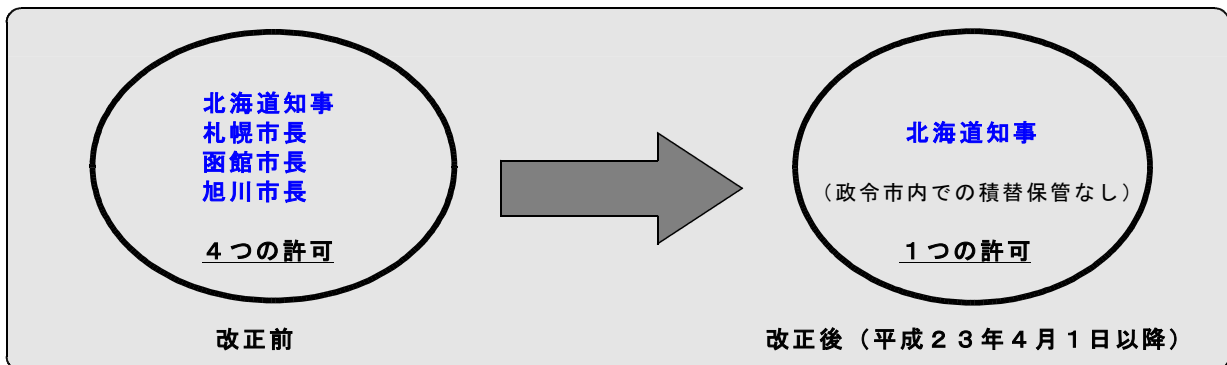
◎ 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

[法第24条の2第1項及び政令第27条第1項関係]

道内全域で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ）の収集運搬業を行うためには、産業廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する北海道知事及び各政令市（札幌市、函館市、旭川市）長の許可がそれぞれ必要でしたが、廃棄物処理法施行令が改正され、平成23年4月1日からは、北海道知事の許可のみで道内全域において収集運搬業を行うことができるようになりました。

ただし、政令市の区域内で積替保管を行う場合は、その政令市長の許可が必要となります。

【道内全域で産業廃棄物収集運搬業を行うために必要な許可（新規）】



○ 収集運搬業許可の合理化に伴う権限について

許可の合理化により、これまで政令市が許可処分を行う主体として行っていた事務の一部が都道府県に移りましたが、政令市については、地域の生活環境に責任を有する主体として、引き続き、廃棄物処理法上の報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有します。なお、廃棄物処理法上の主な行政処分の種類及び行政処分を行う権限を有する主体は次のとおりです。

主な行政処分の種類	権限の主体	主な行政処分の種類	権限の主体
①事業停止命令 (法第14条の3)	許可処分を行った知事又は政令市長	⑤改善命令 (法第19条の3)	不適正処理が行われた区域を管轄する知事若しくは政令市長
②許可取消処分 (法第14条の3の2)	許可処分を行った知事又は政令市長	⑥措置命令 (法第19条の5及び第19条の6)	不適正処理が行われた区域を管轄する知事若しくは政令市長
③報告徴収 (法第18条)	許可処分を行った知事若しくは政令市長又は不適正処理が行われた区域を管轄する知事若しくは政令市長	⑦行政代執行 (法第19条の8)	不適正処理が行われた区域を管轄する知事若しくは政令市長
④立入検査 (法第19条)	許可処分を行った知事若しくは政令市長又は不適正処理が行われた区域を管轄する知事若しくは政令市長		